

筑後市学童保育所利用選考基準表(令和6年度)

【申込要件】 以下のすべての項目に該当していること。

- 小学校に通学する児童で、同居している保護者が就労等のため、放課後に適切な見守りができない、他に保護者に代わる者がいない児童
- 保護者等の就労日数が月10日を超えること
- 保護者等の就労時間が月60時間を超えること
- 《通年利用の場合》保護者等の勤務終了時間が(通勤時間を含めて)15時以降であること

【選考の考え方】

- 1年生から学年ごとに選考します(原則低学年が優先となります)。
- 別表による基準指数と調整指数の合計を「選考指数」とし、選考指数により保育の必要性(優先順位)を判断します。
- 申込の利用形態が「通年利用」の場合は別表1により判断し、「長期休暇のみ」の場合は別表2により判断します。

筑 後 市

① 基準指数

区分	保護者の状況		指数	採点		
				父	母	
就 労 (自営業・農業等含む)	居宅外 労働	単身赴任等	単身赴任・海外勤務等、(常時)家庭にいない状況である場合	10		
		月平均20日以上 の勤務	勤務終了時間が18時以降	10		
			勤務終了時間が17時30分から17時59分の間	9		
			勤務終了時間が17時から17時29分の間	8		
			勤務終了時間が16時30分から16時59分の間	7		
			勤務終了時間が16時から16時29分の間	6		
			勤務終了時間が15時から15時59分の間	5		
			勤務終了時間が14時59分以前の場合(特別な理由がある場合のみ)	4		
		月平均15～20日未満 の勤務	勤務終了時間が18時以降	9		
			勤務終了時間が17時30分から17時59分の間	8		
			勤務終了時間が17時から17時29分の間	7		
			勤務終了時間が16時30分から16時59分の間	6		
			勤務終了時間が16時から16時29分の間	5		
			勤務終了時間が15時から15時59分の間	4		
			勤務終了時間が14時59分以前の場合(特別な理由がある場合のみ)	3		
		月平均10～15日未満 の勤務	勤務終了時間が18時以降	8		
			勤務終了時間が17時30分から17時59分の間	7		
			勤務終了時間が17時から17時29分の間	6		
			勤務終了時間が16時30分から16時59分の間	5		
			勤務終了時間が16時から16時29分の間	4		
			勤務終了時間が15時から15時59分の間	3		
	勤務終了時間が14時59分以前の場合(特別な理由がある場合のみ)		2			
	居宅内 労働	月平均20日以上 の勤務	勤務終了時間が18時以降	8		
			勤務終了時間が17時30分から17時59分の間	7		
			勤務終了時間が17時から17時29分の間	6		
			勤務終了時間が16時30分から16時59分の間	5		
			勤務終了時間が16時から16時29分の間	4		
			勤務終了時間が15時から15時59分の間	3		
			勤務終了時間が14時59分以前の場合(特別な理由がある場合のみ)	2		
		月平均15～20日未満 の勤務	勤務終了時間が18時以降	7		
勤務終了時間が17時30分から17時59分の間			6			
勤務終了時間が17時から17時29分の間			5			
勤務終了時間が16時30分から16時59分の間			4			
勤務終了時間が16時から16時29分の間			3			
勤務終了時間が15時から15時59分の間			2			
勤務終了時間が14時59分以前の場合(特別な理由がある場合のみ)			1			
月平均10～15日未満 の勤務		勤務終了時間が18時以降	6			
		勤務終了時間が17時30分から17時59分の間	5			
		勤務終了時間が17時から17時29分の間	4			
		勤務終了時間が16時30分から16時59分の間	3			
		勤務終了時間が16時から16時29分の間	2			
		勤務終了時間が15時から15時59分の間	1			
		勤務終了時間が14時59分以前の場合(特別な理由がある場合のみ)	0 (加算なし)			
その他	妊娠・出産	産前2か月～産後2か月	8			
	病気等	入院	診断書等の内容による	※		
		自宅療養	診断書等の内容による	※		
	障がい(身体・精神・療育手帳等)	手帳・診断書等の内容による	※			
	介護・看護	対応時間等の状況による	※			
	育児休暇、求職活動	非該当(利用対象外)				
	就学	日中の外出が常態の場合に限り、居宅外労働の基準を準用	※			
	その他	上記のほか明らかに保育できないと判断されるもの (内容:)	※			

●通勤時間の取扱いについて、特段の事情があり就労証明書にて通勤時間の証明(備考欄)がある場合は、その事情に応じて勤務終了時間に通勤時間を含めることができる。

●父母それぞれの指数を合算し基準指数とする。ただし、ひとり親家庭はあてはまる基準指数に「10点を加算」する。

●上表の「※」については、一概に判断できないため、詳細を聞き取り、放課後児童健全育成の観点により、別途判断するものとする。

② 調整指数

区分	条 件 等	指数	採点	
児童・世帯の状況	ひとり親世帯(母子、父子家庭)	・証明書類があれば離婚調停中も含む ・(遠方への単身赴任等)ひとり親状態が明らかな場合も含む	5	
	被保護世帯	生活保護受給世帯	5	
	療育支援が必要な児童	身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳のいずれかを持っている児童	3	
	保護者が市内の学童・保育施設勤務	市内施設の場合に限る	10	
	(要保護児童など) 特に保育が必要と認める者	子どもを守る地域ネットワーク等で保育が必要とされた場合 (内容:)	※	
	児童・世帯等の特殊事情	児童福祉等の観点から特に調整(保育)が必要とされた場合 (内容:)	※	

●上表の「※」については、当該児童・世帯等の状況に応じて別途判断するものとする。

③ 利用調整指数が並んだ場合には、以下の項目をもとに優先順位を判断するものとする。

順位	内 容
1	同居親族(祖父母等)のいないひとり親世帯
2	同居親族(祖父母等)のいない世帯
3	保護者の帰宅時間が遅い世帯 ※保護者が複数の場合は、帰宅の早い方の保護者の帰宅時間を採用し比較する。
4	その他(社会的・経済的状況等)

【採点】

基準指数 ①
調整指数 ②
選考指数 ①+②

(別表2)

【長期休暇のみ】

① 基準指数

区分	保護者の状況		指数	採点		
				父	母	
就 労 (自営業・農業等含む)	居宅外 労働	単身赴任等	単身赴任・海外勤務等、(常時)家庭にいない状況である場合	10		
		月平均20日以上 の勤務	勤務終了時間が18時以降	10		
			勤務終了時間が16時から17時59分の間	9		
			勤務終了時間が14時から15時59分の間	8		
			勤務終了時間が12時から13時59分の間	6		
			勤務終了時間が11時59分以前の場合	4		
		月平均15～20日未満 の勤務	勤務終了時間が18時以降	9		
			勤務終了時間が16時から17時59分の間	8		
			勤務終了時間が14時から15時59分の間	7		
			勤務終了時間が12時から13時59分の間	5		
			勤務終了時間が11時59分以前の場合	3		
		月平均10～15日未満 の勤務	勤務終了時間が18時以降	8		
			勤務終了時間が16時から17時59分の間	7		
			勤務終了時間が14時から15時59分の間	6		
			勤務終了時間が12時から13時59分の間	4		
	勤務終了時間が11時59分以前の場合		2			
	居宅内 労働	月平均20日以上 の勤務	勤務終了時間が18時以降	8		
			勤務終了時間が16時から17時59分の間	7		
			勤務終了時間が14時から15時59分の間	6		
			勤務終了時間が12時から13時59分の間	5		
			勤務終了時間が11時59分以前の場合	3		
		月平均15～20日未満 の勤務	勤務終了時間が18時以降	7		
			勤務終了時間が16時から17時59分の間	6		
			勤務終了時間が14時から15時59分の間	5		
勤務終了時間が12時から13時59分の間			4			
勤務終了時間が11時59分以前の場合			2			
月平均10～15日未満 の勤務		勤務終了時間が18時以降	6			
		勤務終了時間が16時から17時59分の間	5			
		勤務終了時間が14時から15時59分の間	4			
		勤務終了時間が12時から13時59分の間	3			
		勤務終了時間が11時59分以前の場合	1			
その他	妊娠・出産		産前2か月～産後2か月	8		
	病気等	入院	診断書等の内容による	※		
		自宅療養	診断書等の内容による	※		
	障がい(身体・精神・療育手帳等)		手帳・診断書等の内容による	※		
	介護・看護		対応時間等の状況による	※		
	育児休暇、求職活動		非該当(利用対象外)			
	就学		日中の外出が常態の場合に限り、居宅外労働の基準を準用	※		
その他		上記のほか明らかに保育できないと判断されるもの (内容:)	※			

●通勤時間の取扱いについて、特段の事情があり就労証明書にて通勤時間の証明(備考欄)がある場合は、その事情に応じて勤務終了時間に通勤時間を含めることができる。

●父母それぞれの指数を合算し基準指数とする。ただし、ひとり親家庭はあてはまる基準指数に「10点を加算」する。

●上表の「※」については、一概に判断できないため、詳細を聞き取り、放課後児童健全育成の観点により、別途判断するものとする。

② 調整指数

区分	条 件 等	指数	採点	
児童・世帯の状況	ひとり親世帯(母子、父子家庭)	・証明書類があれば離婚調停中も含む ・(遠方への単身赴任等)ひとり親状態が明らかな場合も含む	5	
	被保護世帯	生活保護受給世帯	5	
	療育支援が必要な児童	身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳のいずれかを持っている児童	3	
	保護者が市内の学童・保育施設勤務	市内施設の場合に限る	10	
	(要保護児童など) 特に保育が必要と認める者	子どもを守る地域ネットワーク等で保育が必要とされた場合 (内容:)	※	
	児童・世帯等の特殊事情	児童福祉等の観点から特に調整(保育)が必要とされた場合 (内容:)	※	

●上表の「※」については、当該児童・世帯等の状況に応じて別途判断するものとする。

③ 利用調整指数が並んだ場合には、以下の項目をもとに優先順位を判断するものとする。

順位	内 容
1	同居親族(祖父母等)のいないひとり親世帯
2	同居親族(祖父母等)のいない世帯
3	保護者の帰宅時間が遅い世帯 ※保護者が複数の場合は、帰宅の早い方の保護者の帰宅時間を採用し比較する。
4	その他(社会的・経済的状況等)

【採点】

基準指数 ①
調整指数 ②
選考指数 ①+②